

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼外 6 件について

1 改正理由

全ての子供たちへのより良い教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、人材の確保に資する環境整備は不可欠なものであるが、その一方で学校が対応する課題は複雑化・困難化しており、学校や教員の負担は増大している。

こうした中、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善を図ることを趣旨として、令和 7 年 6 月 18 日付けで「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 68 号）が公布されるとともに、文部科学省による義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われることとなった。

これを踏まえ、東京都教育委員会としても教育職員の処遇改善を図ることで教職の魅力を向上し、喫緊の課題である人材確保に資すること、また、それに伴い、教諭職として扱われる時間講師・日勤講師も足並みを揃えて処遇改善を行うべく、人事委員会勧告に伴う改正内容と併せて、条例・規則の改正を行う。

2 改正の対象となる条例・規則

- (1) 学校職員の給与に関する条例
- (2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (3) 教職調整額に関する規則
- (4) 義務教育等教員特別手当に関する規則
- (5) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
- (6) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則
- (7) 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則

3 改正内容

別紙のとおり

4 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

5 その他

本案決定後、令和 7 年第四回東京都議会定例会において、上記 2 中(1)及び(2)については一部改正に関する条例案の立案を知事に依頼する。

また、上記 2 中(3)から(7)までについては人事委員会に承認申請するとともに、知事に公報登載を依頼する。

令和 7 年 11 月 12 日
総 務 局

都労連交渉の結果等について

令和 7 年 11 月 12 日未明、都労連（東京都労働組合連合会）との間で団体交渉を行いました。
その概要等は下記のとおりです。

記

1 人事委員会勧告の取扱い

勧告どおり

- (1) 例月給は、公民較差（3.24％）解消のため、給料表を職級によりメリハリをつけた上で全級全号給引上げ改定。なお、人材確保の観点から、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、監督職も職責に応じた処遇の強化による引上げを実施
【令和 7 年 4 月 1 日に遡及】
- (2) 特別給は、0.05 月分引上げ（4.85 月→4.90 月）、期末手当及び勤勉手当に均等に配分
【令和 7 年 12 月実施】
- (3) 所要経費（令和 7 年度分）
約 547 億円（一般会計）
※較差改定及び特別給引上げを反映した場合
※この他に、公営企業会計等でも同様の措置を実施

2 給与制度の見直し

- (1) 住居手当の見直し【令和 8 年 4 月 1 日実施】
年度末年齢 27 歳までの職員に対する支給金額を 15,000 円から 30,000 円に引上げ
- (2) 教員給与の見直し【令和 8 年 1 月 1 日実施】
法改正を踏まえ、現行支給割合が 4％である教職調整額について、令和 8 年から令和 13 年までの間において、毎年 1％ずつ 10％まで段階的に引き上げる見直し等を実施

3 誰もが活躍できる職場環境の整備【令和 8 年 4 月 1 日実施】

- (1) 介護時間及び介護休暇の拡充
介護時間における 3 年間の取得上限を撤廃、介護休暇の承認期間を 6 か月から 1 年に拡充
- (2) 業務を代行した職員への勤勉手当の加算措置の導入
育児や介護により不在となる職員の業務を代行した職員に対し、勤勉手当の成績率を加算

4 その他

令和 7 年第四回都議会定例会に関連する条例改正案を提案予定

【問合せ先】

総務局人事部制度企画課 井上、佐藤
電話 内線 24-540 直通 03(5388)2380
総務局人事部職員支援課 池上
電話 内線 25-210 直通 03(5388)2461

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼外6件について

別紙2

●改正内容

事項	東京都の方針																	
①教職調整額の引上げ	① 4 %→10 % ②教特法第25条に基づく指導改善研修被認定者は支給対象外化 <table><tr><td>4 %</td><td>本則</td><td rowspan="2">→</td><td rowspan="2">10%（R8.1.1から毎年1.1に1 %ずつ引き上げ）</td></tr><tr><td rowspan="3">2 %</td><td>長期研修受講者</td></tr><tr><td rowspan="2">指導改善研修被認定者</td><td>①教特法第25条に基づくもの</td><td>→</td><td>0%</td></tr><tr><td>②上記①以外のもの</td><td>→</td><td>2%（現行どおり）</td></tr><tr><td>1 %</td><td>研修等必要な措置を講じてもなお適切な指導ができない者</td><td>→</td><td>1 %（現行どおり）</td></tr></table> ③併せて管理職本給引上げ（+24,800円）	4 %	本則	→	10%（R8.1.1から毎年1.1に1 %ずつ引き上げ）	2 %	長期研修受講者	指導改善研修被認定者	①教特法第25条に基づくもの	→	0%	②上記①以外のもの	→	2%（現行どおり）	1 %	研修等必要な措置を講じてもなお適切な指導ができない者	→	1 %（現行どおり）
4 %	本則	→	10%（R8.1.1から毎年1.1に1 %ずつ引き上げ）															
2 %	長期研修受講者																	
	指導改善研修被認定者	①教特法第25条に基づくもの	→	0%														
		②上記①以外のもの	→	2%（現行どおり）														
1 %	研修等必要な措置を講じてもなお適切な指導ができない者	→	1 %（現行どおり）															
②義務教育等教員特別手当の見直し	①学級担任加算を導入 …高・特支学校・特支学級も対象、複数担任・副担任も支給対象 (1)主担任の業務 3,000円/月 (2)副担任の業務 1,000円/月 (3)複数の者で学級を担当する業務 2,000円/月 ②一律支給分は縮減しない																	
③特殊勤務手当の見直し （非常災害時等緊急業務）	①支給額 7,500円/日→8,000円/日 ②土日の従事時間要件緩和（8時間→4時間） ③平日時間外の従事時間要件緩和（6時間→4時間）																	
④時間講師の報酬単価の引上げ	・単価（経験年数による） 2,010～3,590円/時間 → 2,030～3,630円/時間 （常勤の給与改定に伴う改定）（1 %引上げ）																	
⑤日勤講師の報酬単価の引上げ	・単価（Ⅰ型:7.75h×月16日、Ⅱ型:5h×月18日） Ⅰ型：208,100円/月 → Ⅰ型：210,200円/月 Ⅱ型：151,000円/月 Ⅱ型：152,500円/月 （常勤の給与改定に伴う改定）（1 %引上げ）																	

第 号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第一号中「三十一万五千二百円」を「三十二万六千九百円」に改める。

第二十一条第三項中「六千百円」を「六千三百円」に改める。

第二十四条第二項の表中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十四条の二第二項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十八・七五」に改め、同項第二号中「百分の五十七・五」を「百分の五十八・七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第二を次のように改める。

【写真原稿①】

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第二項中「八千五百七十円」を「一万一千五百七十円」に、「応じて」を「応じ、校務類型（教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

付則に次の一項を加える。

18 別表第二の備考の規定の適用については、同備考中「24,800円」とあるのは、令

和八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「4,100円」と、令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「8,300円」と、令和十年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「12,400円」と、令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「16,500円」と、令和十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「20,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第二に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給与額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

第三条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項第一号中「使用料を含む。次号」を「使用料を含む。以下この条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。この場合において、第一号又は第二号に掲げる職員のうち、第三号又は第四号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号又は第四号に掲げる額の合計額とする。

一 前項第一号に掲げる職員のうち、満二十七歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、月額三万円以上の家賃を支払っているもの三万円

二 前項第一号に掲げる職員のうち、前号に掲げるものの以外のも 一万五千元

三 前項第二号に掲げる職員のうち、満二十七歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、月額三万円以上の家賃を支払っているもの一万五千元

四 前項第二号に掲げる職員のうち、前号に掲げるものの以外のも 七千五百円
第十四条第三項第二号中「別表第三に掲げる」を「人事委員会が定める」に改め、
「区分及び」の下に「七万八千九百円を超えない範囲内で」を加え、「同表に」を

「人事委員会が」に改め、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「額及び」を「額、」に、「をそれぞれ」を「及び前項第一号に定める額をそれぞれ」に、「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、人事委員会が定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会の定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担すること

を常例とするもの（人事委員会が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として人事委員会が定める額に支給月数を乗じて得た額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前三項の規定による額

第十六条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十四条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い特別の事情があるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の合計額の範囲内とすることができる。

別表第二を次のように改める。

【写真原稿②】

別表第三を削る。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年一月一日から、第三条及び附則第三条の規定は同年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定（第二十一条第三項、第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項の規定を除く。）は令和七年四月一日から、第一条による改正後の条例第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項並びに附則第六条及び第七条の規定は同年十二月一日から適用する。

2 第一条による改正後の条例第二十一条第三項の規定は、令和七年四月一日から始まる宿日直勤務から適用し、同日前から始まる宿日直勤務については、なお従前の例による。

（号給の切替え）

第三条 令和八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において、第三条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例別表第二に掲げる教育職給料表の五級又は六級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が附則別表旧号給欄に掲げる号給であるもの（以下「特定職員」という。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表新号給欄に定める号給とする。

2 切替日における第三条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例第七条第一項第三号に掲げる事務職員給料表及び同項第四号イに掲げる技術職員給料表（一）の適用を受ける職員に係る号給の切替えについては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）附則第三条及び附則別表の規定を準用する。この場合において、同条例附則第三条中「職員の給与に関する条例」とあるのは「学校職員の給与に関する条例」と、「別表第一イに掲げる行政職給料表（一）の四級、

別表第二に掲げる公安職給料表の六級若しくは七級、別表第五イに掲げる医療職給料表(一)の二級若しくは三級、同表ロに掲げる医療職給料表(二)の四級又は同表ハに掲げる医療職給料表(三)の四級」とあるのは「第七条第一項第三号及び第四号イにおいて準用する職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)第五条第一項第一号イに規定する行政職給料表(一)の四級」と読み替えるものとする。

(令和七年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整)

第四条 令和七年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)(以下「東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。))と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整)

第五条 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（期末手当に関する特例措置）

第六条 令和七年十二月に支給する期末手当に係る第一条による改正後の条例第二十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百二十七・五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の百七・五」と、「同項」とあるのは「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）附則第六条の規定により読み替えて適用される同項」と、「百分の七十一・二五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

（勤勉手当に関する特例措置）

第七条 令和七年十二月に支給する勤勉手当に係る第一条による改正後の条例第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の百三十八・七五」とあるのは「百分の百四十」と、同項第二号中「百分の五十八・七五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十八・七五」とあるのは「百分の七十」とする。

（給与の内払）

第八条 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて令和七年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第九条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

【写真原稿③】

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定するほか、規定を整備する必要がある。

教 育 職 給 料 表

写真原稿①

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	375,300	416,300
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	377,400	418,400
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	379,500	420,400
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	381,600	422,400
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	383,700	424,400
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	385,700	426,400
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	387,600	428,300
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	389,400	430,200
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	391,200	432,100
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	393,000	434,100
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	394,900	436,000
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	396,800	437,900
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	398,700	439,800
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	400,500	441,700
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	402,300	443,600
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	404,200	445,500
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	406,100	447,400
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	407,900	449,300
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	409,800	451,200
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	411,600	453,100
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	413,400	455,000
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	415,300	456,900
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	417,100	458,800
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	418,900	460,700
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	420,700	462,500
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	422,500	464,400
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	424,300	466,300
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	426,100	468,200
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	427,900	470,000
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	429,700	471,900
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	431,500	473,800
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	433,300	475,700
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	435,100	477,500
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	436,900	479,300
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	438,700	481,100
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	440,400	482,900
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	442,100	484,700
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	443,900	486,400
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	445,600	488,100
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	447,300	489,800
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	449,000	491,500
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	450,700	493,200
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	452,400	494,900
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	454,100	496,500
	45	265,600	314,900	371,700	397,800	455,700	498,100
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	457,400	499,700
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	459,100	501,400
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	460,800	503,000

	49	269,100	320,300	377,700	404,000	462,400	504,600
	50	270,000	321,700	379,200	405,500	464,000	506,300
	51	270,900	323,000	380,700	407,000	465,600	507,900
	52	271,700	324,300	382,200	408,500	467,100	509,500
	53	272,500	325,600	383,600	410,000	468,600	511,000
	54	273,400	327,000	385,000	411,400	470,000	512,600
	55	274,200	328,300	386,500	412,800	471,400	514,200
	56	275,000	329,600	387,900	414,200	472,800	515,700
	57	275,800	330,900	389,300	415,600	474,200	517,100
	58	276,600	332,300	390,600	416,900	475,500	518,300
	59	277,400	333,600	391,900	418,200	476,800	519,400
	60	278,200	334,900	393,200	419,500	478,100	520,500
	61	279,000	336,200	394,400	420,700	479,400	521,600
	62	279,800	337,500	395,500	421,900	480,600	522,500
	63	280,600	338,800	396,500	423,200	481,700	523,400
	64	281,400	340,000	397,500	424,400	482,700	524,100
	65	282,100	341,200	398,400	425,600	483,700	524,800
	66	282,900	342,400	399,300	426,800	484,600	525,500
	67	283,700	343,600	400,100	428,000	485,500	526,200
	68	284,400	344,800	400,900	429,200	486,300	526,800
	69	285,100	345,900	401,600	430,300	487,100	527,400
	70	285,900	347,000	402,400	431,400	488,000	528,000
	71	286,600	348,100	403,100	432,500	488,800	528,600
	72	287,300	349,100	403,800	433,600	489,500	529,100
	73	288,000	350,100	404,400	434,700	490,200	529,600
	74	288,800	351,100	405,000	435,700	490,800	530,100
	75	289,500	352,100	405,500	436,700	491,400	530,600
	76	290,200	353,100	406,000	437,700	491,900	531,100
	77	290,900	354,000	406,400	438,600	492,400	531,600
	78	291,600	354,900	406,900	439,500	492,900	532,100
	79	292,300	355,800	407,300	440,400	493,400	532,600
	80	293,000	356,700	407,700	441,300	493,900	533,100
	81	293,700	357,500	408,100	442,100	494,400	533,600
	82	294,400	358,300	408,600	442,900	494,900	534,100
	83	295,100	359,000	409,000	443,700	495,400	534,600
	84	295,800	359,700	409,400	444,400	495,900	535,100
	85	296,400	360,400	409,700	445,000	496,400	535,600
	86	297,100	361,100	410,100	445,500	496,900	
	87	297,800	361,700	410,500	445,900	497,400	
	88	298,400	362,200	410,900	446,300	497,900	
	89	299,000	362,700	411,300	446,700	498,400	
	90	299,700	363,200	411,700	447,200	498,900	
	91	300,300	363,800	412,100	447,600	499,400	
	92	300,900	364,300	412,500	448,000	499,900	
	93	301,500	364,800	412,900	448,300	500,400	
	94	302,100	365,300	413,300	448,700	500,900	
	95	302,700	365,800	413,700	449,100	501,400	
	96	303,300	366,300	414,100	449,500	501,900	
	97	303,900	366,800	414,500	449,900	502,400	
	98	304,600	367,300	414,900	450,300	502,900	
	99	305,200	367,800	415,300	450,700	503,400	
	100	305,700	368,200	415,700	451,100	503,900	
	101	306,200	368,600	416,100	451,500	504,400	
	102	306,900	369,100	416,500	451,900		
	103	307,500	369,500	416,900	452,300		
	104	308,000	369,900	417,300	452,700		

105	308,500	370,300	417,700	453,100
106	309,000	370,700	418,100	453,500
107	309,600	371,100	418,500	453,900
108	310,100	371,500	418,900	454,300
109	310,600	371,800	419,200	454,700
110	311,100	372,200	419,600	455,100
111	311,600	372,500	419,900	455,500
112	312,100	372,800	420,300	455,900
113	312,600	373,100	420,700	456,300
114	313,100	373,500	421,100	456,700
115	313,600	373,800	421,500	457,100
116	314,000	374,100	421,900	457,500
117	314,400	374,400	422,200	457,900
118	314,900	374,800	422,600	458,300
119	315,300	375,100	422,900	458,700
120	315,700	375,400	423,300	459,100
121	316,100	375,700	423,700	459,500
122	316,500	376,100	424,100	459,900
123	316,900	376,400	424,400	460,300
124	317,300	376,700	424,800	460,700
125	317,600	377,000	425,200	461,100
126	318,000	377,400	425,600	461,500
127	318,300	377,700	426,000	461,900
128	318,600	378,000	426,400	462,300
129	318,900	378,300	426,700	462,700
130	319,300	378,700	427,100	463,100
131	319,600	379,000	427,500	463,500
132	319,900	379,300	427,900	463,900
133	320,200	379,600	428,200	464,300
134	320,500	380,000	428,600	
135	320,900	380,300	429,000	
136	321,200	380,600	429,400	
137	321,500	380,900	429,700	
138	321,900	381,300	430,100	
139	322,200	381,600	430,500	
140	322,500	381,900	430,800	
141	322,800	382,200	431,100	
142	323,200	382,500	431,500	
143	323,500	382,800	431,900	
144	323,800	383,100	432,200	
145	324,100	383,400	432,500	
146	324,500	383,700	432,900	
147	324,800	384,000	433,300	
148	325,100	384,300	433,600	
149	325,400	384,600	433,900	
150	325,800	384,900		
151	326,100	385,200		
152	326,400	385,500		
153	326,700	385,800		
154	327,000	386,100		
155	327,300	386,400		
156	327,600	386,700		
157	327,900	387,000		
158	328,200	387,300		
159	328,500	387,600		
160	328,800	387,900		

	161	329,100	388,200				
	162	329,400	388,500				
	163	329,700	388,800				
	164	330,000	389,100				
	165	330,300	389,400				
	166	330,600	389,700				
	167	330,900	390,000				
	168	331,200	390,300				
	169	331,500	390,600				
	170		390,900				
	171		391,200				
	172		391,500				
	173		391,800				
	174		392,100				
	175		392,400				
	176		392,700				
	177		393,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		231,800	272,300	291,700	310,700	342,900	414,300

教 育 職 給 料 表

写真原稿②

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	442,100	455,000
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	443,900	456,900
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	445,600	458,800
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	447,300	460,700
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	449,000	462,500
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	450,700	464,400
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	452,400	466,300
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	454,100	468,200
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	455,700	470,000
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	457,400	471,900
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	459,100	473,800
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	460,800	475,700
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	462,400	477,500
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	464,000	479,300
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	465,600	481,100
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	467,100	482,900
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	468,600	484,700
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	470,000	486,400
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	471,400	488,100
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	472,800	489,800
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	474,200	491,500
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	475,500	493,200
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	476,800	494,900
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	478,100	496,500
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	479,400	498,100
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	480,600	499,700
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	481,700	501,400
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	482,700	503,000
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	483,700	504,600
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	484,600	506,300
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	485,500	507,900
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	486,300	509,500
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	487,100	511,000
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	488,000	512,600
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	488,800	514,200
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	489,500	515,700
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	490,200	517,100
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	490,800	518,300
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	491,400	519,400
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	491,900	520,500
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	492,400	521,600
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	492,900	522,500
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	493,400	523,400
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	493,900	524,100
	45	265,600	314,900	371,700	397,800	494,400	524,800
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	494,900	525,500
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	495,400	526,200
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	495,900	526,800

	49	269,100	320,300	377,700	404,000	496,400	527,400
	50	270,000	321,700	379,200	405,500	496,900	528,000
	51	270,900	323,000	380,700	407,000	497,400	528,600
	52	271,700	324,300	382,200	408,500	497,900	529,100
	53	272,500	325,600	383,600	410,000	498,400	529,600
	54	273,400	327,000	385,000	411,400	498,900	530,100
	55	274,200	328,300	386,500	412,800	499,400	530,600
	56	275,000	329,600	387,900	414,200	499,900	531,100
	57	275,800	330,900	389,300	415,600	500,400	531,600
	58	276,600	332,300	390,600	416,900	500,900	532,100
	59	277,400	333,600	391,900	418,200	501,400	532,600
	60	278,200	334,900	393,200	419,500	501,900	533,100
	61	279,000	336,200	394,400	420,700	502,400	533,600
	62	279,800	337,500	395,500	421,900	502,900	534,100
	63	280,600	338,800	396,500	423,200	503,400	534,600
	64	281,400	340,000	397,500	424,400	503,900	535,100
	65	282,100	341,200	398,400	425,600	504,400	535,600
	66	282,900	342,400	399,300	426,800		
	67	283,700	343,600	400,100	428,000		
	68	284,400	344,800	400,900	429,200		
	69	285,100	345,900	401,600	430,300		
	70	285,900	347,000	402,400	431,400		
	71	286,600	348,100	403,100	432,500		
	72	287,300	349,100	403,800	433,600		
	73	288,000	350,100	404,400	434,700		
	74	288,800	351,100	405,000	435,700		
	75	289,500	352,100	405,500	436,700		
	76	290,200	353,100	406,000	437,700		
	77	290,900	354,000	406,400	438,600		
	78	291,600	354,900	406,900	439,500		
	79	292,300	355,800	407,300	440,400		
	80	293,000	356,700	407,700	441,300		
	81	293,700	357,500	408,100	442,100		
	82	294,400	358,300	408,600	442,900		
	83	295,100	359,000	409,000	443,700		
	84	295,800	359,700	409,400	444,400		
	85	296,400	360,400	409,700	445,000		
	86	297,100	361,100	410,100	445,500		
	87	297,800	361,700	410,500	445,900		
	88	298,400	362,200	410,900	446,300		
	89	299,000	362,700	411,300	446,700		
	90	299,700	363,200	411,700	447,200		
	91	300,300	363,800	412,100	447,600		
	92	300,900	364,300	412,500	448,000		
	93	301,500	364,800	412,900	448,300		
	94	302,100	365,300	413,300	448,700		
	95	302,700	365,800	413,700	449,100		
	96	303,300	366,300	414,100	449,500		
	97	303,900	366,800	414,500	449,900		
	98	304,600	367,300	414,900	450,300		
	99	305,200	367,800	415,300	450,700		
	100	305,700	368,200	415,700	451,100		
	101	306,200	368,600	416,100	451,500		
	102	306,900	369,100	416,500	451,900		
	103	307,500	369,500	416,900	452,300		
	104	308,000	369,900	417,300	452,700		

105	308,500	370,300	417,700	453,100
106	309,000	370,700	418,100	453,500
107	309,600	371,100	418,500	453,900
108	310,100	371,500	418,900	454,300
109	310,600	371,800	419,200	454,700
110	311,100	372,200	419,600	455,100
111	311,600	372,500	419,900	455,500
112	312,100	372,800	420,300	455,900
113	312,600	373,100	420,700	456,300
114	313,100	373,500	421,100	456,700
115	313,600	373,800	421,500	457,100
116	314,000	374,100	421,900	457,500
117	314,400	374,400	422,200	457,900
118	314,900	374,800	422,600	458,300
119	315,300	375,100	422,900	458,700
120	315,700	375,400	423,300	459,100
121	316,100	375,700	423,700	459,500
122	316,500	376,100	424,100	459,900
123	316,900	376,400	424,400	460,300
124	317,300	376,700	424,800	460,700
125	317,600	377,000	425,200	461,100
126	318,000	377,400	425,600	461,500
127	318,300	377,700	426,000	461,900
128	318,600	378,000	426,400	462,300
129	318,900	378,300	426,700	462,700
130	319,300	378,700	427,100	463,100
131	319,600	379,000	427,500	463,500
132	319,900	379,300	427,900	463,900
133	320,200	379,600	428,200	464,300
134	320,500	380,000	428,600	
135	320,900	380,300	429,000	
136	321,200	380,600	429,400	
137	321,500	380,900	429,700	
138	321,900	381,300	430,100	
139	322,200	381,600	430,500	
140	322,500	381,900	430,800	
141	322,800	382,200	431,100	
142	323,200	382,500	431,500	
143	323,500	382,800	431,900	
144	323,800	383,100	432,200	
145	324,100	383,400	432,500	
146	324,500	383,700	432,900	
147	324,800	384,000	433,300	
148	325,100	384,300	433,600	
149	325,400	384,600	433,900	
150	325,800	384,900		
151	326,100	385,200		
152	326,400	385,500		
153	326,700	385,800		
154	327,000	386,100		
155	327,300	386,400		
156	327,600	386,700		
157	327,900	387,000		
158	328,200	387,300		
159	328,500	387,600		
160	328,800	387,900		

	161	329,100	388,200				
	162	329,400	388,500				
	163	329,700	388,800				
	164	330,000	389,100				
	165	330,300	389,400				
	166	330,600	389,700				
	167	330,900	390,000				
	168	331,200	390,300				
	169	331,500	390,600				
	170		390,900				
	171		391,200				
	172		391,500				
	173		391,800				
	174		392,100				
	175		392,400				
	176		392,700				
	177		393,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		231,800	272,300	291,700	310,700	342,900	414,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

職員の号給の切替表

写真原稿③

教育職給料表の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級
	新号給	
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	2
23	1	3
24	1	4
25	1	5
26	1	6
27	1	7
28	1	8
29	1	9
30	1	10
31	1	11
32	1	12
33	1	13
34	1	14
35	1	15
36	1	16
37	1	17
38	2	18
39	3	19
40	4	20
41	5	21
42	6	22
43	7	23
44	8	24
45	9	25
46	10	26
47	11	27
48	12	28
49	13	29
50	14	30
51	15	31
52	16	32

53	17	33
54	18	34
55	19	35
56	20	36
57	21	37
58	22	38
59	23	39
60	24	40
61	25	41
62	26	42
63	27	43
64	28	44
65	29	45
66	30	46
67	31	47
68	32	48
69	33	49
70	34	50
71	35	51
72	36	52
73	37	53
74	38	54
75	39	55
76	40	56
77	41	57
78	42	58
79	43	59
80	44	60
81	45	61
82	46	62
83	47	63
84	48	64
85	49	65
86	50	
87	51	
88	52	
89	53	
90	54	
91	55	
92	56	
93	57	
94	58	
95	59	
96	60	
97	61	
98	62	
99	63	
100	64	
101	65	

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）	
改正案	新旧対照表（抄）（第一条関係）
第一条から第十一条の二まで（現行のとおり） （初任給調整手当） 第十一条の三（現行のとおり） 一 職員の給与に関する条例第五条第一項第五号イに規定する医療職給料表(一)の準用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの 月額 三十二万六千九百円 二から四まで（現行のとおり） 2及び3（現行のとおり） 第十二条から第二十条まで（現行のとおり） （宿日直手当） 第二十一条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 宿日直手当の支給額は、前二項に規定する勤務一回につき六千三百円を超えない範囲内において定める。 4（現行のとおり） 第二十一条の二から第二十三条まで（現行のとおり） （期末手当） 第二十四条（現行のとおり） 2（現行のとおり）	第一条から第十一条の二まで（略） （初任給調整手当） 第十一条の三（略） 一 職員の給与に関する条例第五条第一項第五号イに規定する医療職給料表(一)の準用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの 月額 三十一万五千二百円 二から四まで（略） 2及び3（略） 第十二条から第二十条まで（略） （宿日直手当） 第二十一条（略） 2（略） 3 宿日直手当の支給額は、前二項に規定する勤務一回につき六千百円を超えない範囲内において定める。 4（略） 第二十一条の二から第二十三条まで（略） （期末手当） 第二十四条（略） 2（略）

職員の区分		割 合	
一 (現行のとおり)	六月に支給する場合	十二月に支給する場合	
	百分の百二十五・二五		
	百分の百六・二五	百分の百六・二五	
二 (現行のとおり)	百分の百六・二五	百分の百六・二五	

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、同表二の項中「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

4 及び 5 (現行のとおり)
(勤勉手当)

第二十四条の二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の給与月額に百分の百十八・七五(教育五級等職員にあつては、百分の百三十八・七五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の給与月額に百分の五十八・七五(教育五級等職員にあつては、百分の六十八・七五)を乗じて得た額の総額

3 及び 4 (現行のとおり)

第二十四条の二の二から第二十五条まで (現行のとおり)

職員の区分		割 合	
一 (略)	六月に支給する場合	十二月に支給する場合	
	百分の百二十五		
	百分の百二十五	百分の百二十五	
二 (略)	百分の百五	百分の百五	

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、同表二の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

4 及び 5 (略)
(勤勉手当)

第二十四条の二 (略)

2 (略)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の給与月額に百分の百十七・五(教育五級等職員にあつては、百分の百三十七・五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の給与月額に百分の五十七・五(教育五級等職員にあつては、百分の六十七・五)を乗じて得た額の総額

3 及び 4 (略)

第二十四条の二の二から第二十五条まで (略)

別表第一 (現行のとおり)	別表第一 (略)
別表第二 (第七条関係) (別紙①のとおり)	別表第二 (第七条関係) (別紙①のとおり)
別表第三 (現行のとおり)	別表第三 (略)

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）		新旧対照表（抄）（第二条関係）	
改正案		現行	
第一条から第二十四条の二の五まで（現行のとおり） （義務教育等教員特別手当） 第二十四条の三（現行のとおり） 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>一万一千五百七十円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、校務類型（教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。 3 から5まで（現行のとおり） 第二十四条の四から第二十五条まで（現行のとおり） 付 則 1 から17まで（現行のとおり） 18 別表第二の備考の規定の適用については、同備考中「<u>24,800円</u>」とあるのは、令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「<u>4,100円</u>」と、令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「<u>8,300円</u>」と、令和十年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「<u>12,400円</u>」と、令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「<u>16,500円</u>」と、令和十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「<u>20,700円</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。 別表第一（現行のとおり）		第一条から第二十四条の二の五まで（略） （義務教育等教員特別手当） 第二十四条の三（略） 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>八千五百七十円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。 3 から5まで（略） 第二十四条の四から第二十五条まで（略） 付 則 1 から17まで（略） （新設） 別表第一（略）	

別表第二 (第七条関係)	(別紙②のとおり)
別表第三 (現行のとおり)	
別表第二 (第七条関係)	(別紙②のとおり)
別表第三 (略)	

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）

新旧対照表（抄）（第三条関係）

改正案	現行
第一条から第十三条の二まで（現行のとおり） （住居手当） 第十三条の三（現行のとおり） 一 世帯主（これに準ずる者を含む。以下同じ。）である職員（公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、満三十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万五千元以上の家賃（使用料を含む。以下この条において同じ。）を支払っているもの 二（現行のとおり） 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。この場合において、第一号又は第二号に掲げる職員のうち、第三号又は第四号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号又は第四号に掲げる額の合計額とする。 一 前項第一号に掲げる職員のうち、満二十七歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、月額三万円以上の家賃を支払っているもの 三万円 二 前項第一号に掲げる職員のうち、前号に掲げるものの以外のも の 一万五千元 三 前項第二号に掲げる職員のうち、満二十七歳に達する日以後	第一条から第十三条の二まで（略） （住居手当） 第十三条の三（略） 一 世帯主（これに準ずる者を含む。以下同じ。）である職員（公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、満三十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万五千元以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの 二（略） 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第一号に掲げる職員のうち第二号に掲げる職員でもあるものについては、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額）とする。 一 前項第一号に掲げる職員 一万五千元 二 前項第二号に掲げる職員 七千五百円 （新設）

の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、月額三万円以上の家賃を支払っているもの 一万五千元

四 前項第二号に掲げる職員のうち、前号に掲げるものの以外のも
の 七千五百円

3 (現行のとおり)

(通勤手当)

第十四条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第一項第二号に掲げる職員 人事委員会が定める職員の区分及び七万八千九百円を超えない範囲内で自転車等の片道の使用距離の区分に応じて人事委員会が定める額(第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数(以下「支給月数」という。)を乗じて得た額

三 (現行のとおり)

4 学校(都立学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び共同調理場をいう。以下

(新設)

3 (略)

(通勤手当)

第十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額(第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数(以下「支給月数」という。)を乗じて得た額

三 (略)

4 学校(都立学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び共同調理場をいう。以下

この条及び次条において同じ。)を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は学校の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等(次項及び第七項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、人事委員会が定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)及び同項の規定による額の合計額とする。

5 (現行のとおり)

6 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、人事委員会が定める交通の用具の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会の定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会が定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会が定める額に支給月数を乗じて得た額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前三項の規定による

この条及び次条において同じ。)を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は学校の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等(次項及び第六項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、人事委員会が定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)及び同項の規定による額の合計額とする。

5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

額

7| 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項第二号に定める額、特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の場合、第三項から前項までの規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

8| 及び9| （現行のとおり）

第十四条の二から第十五条の五まで （現行のとおり）

（給与の減額）

第十六条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第十一条の四第一項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日という。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第十五条から第十七条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（健康管理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額の合計額を減額して給与を支給する。

2 （現行のとおり）

第十七条から第二十四条まで （現行のとおり）

（勤勉手当）

6| 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の場合、第三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

7| 及び8| （略）

第十四条の二から第十五条の五まで （略）

（給与の減額）

第十六条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第十一条の四第一項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日という。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第十五条から第十七条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額の合計額を減額して給与を支給する。

2 （略）

第十七条から第二十四条まで （略）

（勤勉手当）

第二十四条の二（現行のとおり） 2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従つて教育委員会が定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。ただし、これにより難い特別の事情があるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の合計額の範囲内とすることができる。 一及び二 （現行のとおり） 3及び4 （現行のとおり） 第二十四条の二の二から第二十五条まで （現行のとおり） 別表第一 （現行のとおり） 別表第二（第七条関係） （別紙③のとおり） （削る）	第二十四条の二 （略） 2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従つて教育委員会が定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一及び二 （略） 3及び4 （略） 第二十四条の二の二から第二十五条まで （略） 別表第一 （略） 別表第二（第七条関係） （別紙③のとおり） 別表第三 （略）
--	--

別表第二（第7条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務の級 号	1	2	3	4	5	6
		級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	375,300	416,300
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	377,400	418,400
	3	206,600	246,100	300,600	322,600	379,500	420,400
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	381,600	422,400
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	383,700	424,400
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	385,700	426,400
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	387,600	428,300
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	389,400	430,200
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	391,200	432,100
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	393,000	434,100
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	394,900	436,000
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	396,800	437,900
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	398,700	439,800
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	400,500	441,700
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	402,300	443,600
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	404,200	445,500
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	406,100	447,400
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	407,900	449,300
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	409,800	451,200
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	411,600	453,100
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	413,400	455,000
	22	246,100	282,200	334,100	358,900	415,300	456,900
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	417,100	458,800
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	418,900	460,700
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	420,700	462,500
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	422,500	464,400
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	424,300	466,300
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	426,100	468,200
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	427,900	470,000
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	429,700	471,900
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	431,500	473,800
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	433,300	475,700
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	435,100	477,500
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	436,900	479,300
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	438,700	481,100
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	440,400	482,900
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	442,100	484,700
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	443,900	486,400
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	445,600	488,100
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	447,300	489,800
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	449,000	491,500
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	450,700	493,200
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	452,400	494,900
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	454,100	496,500
	45	265,600	314,900	371,700	397,800	455,700	498,100
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	457,400	499,700
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	459,100	501,400
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	460,800	503,000

別表第二（第7条関係）

教育職給料表

別紙①

職員 の区 分	職務の級 号	1	2	3	4	5	6
		級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	191,400	225,600	279,600	300,700	353,600	393,300
	2	192,700	227,600	281,500	302,500	355,700	395,400
	3	194,000	229,600	283,300	304,300	357,800	397,400
	4	195,300	231,600	285,000	306,100	359,900	399,400
	5	196,700	233,600	286,700	308,000	362,000	401,400
	6	198,300	235,700	288,500	309,800	364,000	403,400
	7	200,000	237,700	290,200	311,600	365,900	405,300
	8	201,800	239,700	292,000	313,400	367,700	407,200
	9	203,600	241,700	293,800	315,300	369,500	409,100
	10	205,500	243,500	295,600	317,300	371,300	411,100
	11	207,500	245,300	297,400	319,400	373,200	413,000
	12	209,600	247,100	299,200	321,500	375,100	414,900
	13	211,600	248,900	301,000	323,600	377,000	416,800
	14	213,500	250,700	302,800	325,700	378,800	418,700
	15	215,500	252,500	304,600	327,900	380,600	420,600
	16	217,500	254,300	306,400	330,100	382,500	422,500
	17	219,600	256,200	308,200	332,200	384,400	424,400
	18	221,900	258,200	310,200	334,100	386,200	426,300
	19	224,200	260,100	312,300	336,000	388,100	428,200
	20	226,500	262,000	314,400	337,800	389,900	430,100
	21	228,800	263,800	316,400	339,500	391,700	432,000
	22	229,700	265,500	318,300	341,300	393,600	433,900
	23	230,600	267,100	320,200	343,100	395,400	435,800
	24	231,500	268,700	322,000	344,900	397,200	437,700
	25	232,300	270,200	323,800	346,700	399,000	439,500
	26	233,200	271,800	325,600	348,500	400,800	441,400
	27	234,100	273,400	327,400	350,300	402,600	443,300
	28	235,000	274,900	329,200	352,100	404,400	445,200
	29	235,900	276,400	330,900	353,900	406,200	447,000
	30	236,800	277,900	332,600	355,700	408,000	448,900
	31	237,700	279,500	334,400	357,400	409,800	450,800
	32	238,600	281,100	336,100	359,200	411,600	452,700
	33	239,500	282,600	337,800	361,000	413,400	454,500
	34	240,500	284,200	339,500	362,800	415,200	456,300
	35	241,500	285,700	341,300	364,600	417,000	458,100
	36	242,500	287,200	343,000	366,300	418,700	459,900
	37	243,500	288,700	344,700	368,100	420,400	461,700
	38	244,500	290,200	346,400	369,900	422,200	463,400
	39	245,500	291,700	348,100	371,700	423,900	465,100
	40	246,500	293,300	349,800	373,500	425,600	466,800
	41	247,600	294,800	351,500	375,200	427,300	468,500
	42	248,900	296,400	353,200	376,900	429,000	470,200
	43	250,300	297,900	354,800	378,600	430,700	471,900
	44	251,700	299,400	356,400	380,300	432,400	473,600
	45	253,100	300,900	358,000	382,000	434,100	475,200
	46	254,200	302,400	359,600	383,700	435,800	476,900
	47	255,200	303,900	361,200	385,300	437,500	478,500
	48	256,200	305,400	362,800	386,900	439,200	480,200

49	<u>269,100</u>	<u>320,300</u>	<u>377,700</u>	<u>404,000</u>	<u>462,400</u>	<u>504,600</u>	49	<u>257,200</u>	<u>307,000</u>	<u>364,400</u>	<u>388,500</u>	<u>440,900</u>	<u>481,800</u>
50	<u>270,000</u>	<u>321,700</u>	<u>379,200</u>	<u>405,500</u>	<u>464,000</u>	<u>506,300</u>	50	<u>258,200</u>	<u>308,500</u>	<u>366,000</u>	<u>390,100</u>	<u>442,600</u>	<u>483,500</u>
51	<u>270,900</u>	<u>323,000</u>	<u>380,700</u>	<u>407,000</u>	<u>465,600</u>	<u>507,900</u>	51	<u>259,200</u>	<u>310,000</u>	<u>367,600</u>	<u>391,700</u>	<u>444,200</u>	<u>485,200</u>
52	<u>271,700</u>	<u>324,300</u>	<u>382,200</u>	<u>408,500</u>	<u>467,100</u>	<u>509,500</u>	52	<u>260,200</u>	<u>311,500</u>	<u>369,200</u>	<u>393,300</u>	<u>445,800</u>	<u>486,800</u>
53	<u>272,500</u>	<u>325,600</u>	<u>383,600</u>	<u>410,000</u>	<u>468,600</u>	<u>511,000</u>	53	<u>261,200</u>	<u>313,000</u>	<u>370,700</u>	<u>394,900</u>	<u>447,300</u>	<u>488,300</u>
54	<u>273,400</u>	<u>327,000</u>	<u>385,000</u>	<u>411,400</u>	<u>470,000</u>	<u>512,600</u>	54	<u>262,200</u>	<u>314,500</u>	<u>372,200</u>	<u>396,500</u>	<u>448,800</u>	<u>490,000</u>
55	<u>274,200</u>	<u>328,300</u>	<u>386,500</u>	<u>412,800</u>	<u>471,400</u>	<u>514,200</u>	55	<u>263,200</u>	<u>316,000</u>	<u>373,800</u>	<u>398,000</u>	<u>450,300</u>	<u>491,600</u>
56	<u>275,000</u>	<u>329,600</u>	<u>387,900</u>	<u>414,200</u>	<u>472,800</u>	<u>515,700</u>	56	<u>264,200</u>	<u>317,500</u>	<u>375,300</u>	<u>399,500</u>	<u>451,800</u>	<u>493,100</u>
57	<u>275,800</u>	<u>330,900</u>	<u>389,300</u>	<u>415,600</u>	<u>474,200</u>	<u>517,100</u>	57	<u>265,100</u>	<u>319,000</u>	<u>376,800</u>	<u>401,000</u>	<u>453,200</u>	<u>494,500</u>
58	<u>276,600</u>	<u>332,300</u>	<u>390,600</u>	<u>416,900</u>	<u>475,500</u>	<u>518,300</u>	58	<u>266,100</u>	<u>320,500</u>	<u>378,200</u>	<u>402,500</u>	<u>454,600</u>	<u>495,700</u>
59	<u>277,400</u>	<u>333,600</u>	<u>391,900</u>	<u>418,200</u>	<u>476,800</u>	<u>519,400</u>	59	<u>267,100</u>	<u>322,000</u>	<u>379,600</u>	<u>403,900</u>	<u>456,000</u>	<u>496,900</u>
60	<u>278,200</u>	<u>334,900</u>	<u>393,200</u>	<u>419,500</u>	<u>478,100</u>	<u>520,500</u>	60	<u>268,000</u>	<u>323,500</u>	<u>381,000</u>	<u>405,300</u>	<u>457,400</u>	<u>498,000</u>
61	<u>279,000</u>	<u>336,200</u>	<u>394,400</u>	<u>420,700</u>	<u>479,400</u>	<u>521,600</u>	61	<u>268,900</u>	<u>325,000</u>	<u>382,300</u>	<u>406,600</u>	<u>458,700</u>	<u>499,100</u>
62	<u>279,800</u>	<u>337,500</u>	<u>395,500</u>	<u>421,900</u>	<u>480,600</u>	<u>522,500</u>	62	<u>269,800</u>	<u>326,500</u>	<u>383,500</u>	<u>407,900</u>	<u>460,000</u>	<u>500,100</u>
63	<u>280,600</u>	<u>338,800</u>	<u>396,500</u>	<u>423,200</u>	<u>481,700</u>	<u>523,400</u>	63	<u>270,700</u>	<u>328,000</u>	<u>384,700</u>	<u>409,300</u>	<u>461,200</u>	<u>501,000</u>
64	<u>281,400</u>	<u>340,000</u>	<u>397,500</u>	<u>424,400</u>	<u>482,700</u>	<u>524,100</u>	64	<u>271,700</u>	<u>329,400</u>	<u>385,800</u>	<u>410,700</u>	<u>462,300</u>	<u>501,800</u>
65	<u>282,100</u>	<u>341,200</u>	<u>398,400</u>	<u>425,600</u>	<u>483,700</u>	<u>524,800</u>	65	<u>272,600</u>	<u>330,800</u>	<u>386,800</u>	<u>412,000</u>	<u>463,300</u>	<u>502,500</u>
66	<u>282,900</u>	<u>342,400</u>	<u>399,300</u>	<u>426,800</u>	<u>484,600</u>	<u>525,500</u>	66	<u>273,600</u>	<u>332,200</u>	<u>387,800</u>	<u>413,300</u>	<u>464,300</u>	<u>503,300</u>
67	<u>283,700</u>	<u>343,600</u>	<u>400,100</u>	<u>428,000</u>	<u>485,500</u>	<u>526,200</u>	67	<u>274,500</u>	<u>333,600</u>	<u>388,700</u>	<u>414,700</u>	<u>465,200</u>	<u>504,000</u>
68	<u>284,400</u>	<u>344,800</u>	<u>400,900</u>	<u>429,200</u>	<u>486,300</u>	<u>526,800</u>	68	<u>275,400</u>	<u>335,000</u>	<u>389,600</u>	<u>416,000</u>	<u>466,100</u>	<u>504,700</u>
69	<u>285,100</u>	<u>345,900</u>	<u>401,600</u>	<u>430,300</u>	<u>487,100</u>	<u>527,400</u>	69	<u>276,300</u>	<u>336,300</u>	<u>390,400</u>	<u>417,200</u>	<u>467,000</u>	<u>505,300</u>
70	<u>285,900</u>	<u>347,000</u>	<u>402,400</u>	<u>431,400</u>	<u>488,000</u>	<u>528,000</u>	70	<u>277,200</u>	<u>337,600</u>	<u>391,300</u>	<u>418,400</u>	<u>467,900</u>	<u>505,900</u>
71	<u>286,600</u>	<u>348,100</u>	<u>403,100</u>	<u>432,500</u>	<u>488,800</u>	<u>528,600</u>	71	<u>278,100</u>	<u>338,800</u>	<u>392,100</u>	<u>419,600</u>	<u>468,700</u>	<u>506,500</u>
72	<u>287,300</u>	<u>349,100</u>	<u>403,800</u>	<u>433,600</u>	<u>489,500</u>	<u>529,100</u>	72	<u>279,100</u>	<u>340,000</u>	<u>392,900</u>	<u>420,900</u>	<u>469,400</u>	<u>507,100</u>
73	<u>288,000</u>	<u>350,100</u>	<u>404,400</u>	<u>434,700</u>	<u>490,200</u>	<u>529,600</u>	73	<u>280,000</u>	<u>341,200</u>	<u>393,600</u>	<u>422,100</u>	<u>470,100</u>	<u>507,700</u>
74	<u>288,800</u>	<u>351,100</u>	<u>405,000</u>	<u>435,700</u>	<u>490,800</u>	<u>530,100</u>	74	<u>280,900</u>	<u>342,400</u>	<u>394,300</u>	<u>423,200</u>	<u>470,700</u>	<u>508,200</u>
75	<u>289,500</u>	<u>352,100</u>	<u>405,500</u>	<u>436,700</u>	<u>491,400</u>	<u>530,600</u>	75	<u>281,800</u>	<u>343,600</u>	<u>394,900</u>	<u>424,400</u>	<u>471,300</u>	<u>508,700</u>
76	<u>290,200</u>	<u>353,100</u>	<u>406,000</u>	<u>437,700</u>	<u>491,900</u>	<u>531,100</u>	76	<u>282,600</u>	<u>344,800</u>	<u>395,500</u>	<u>425,500</u>	<u>471,800</u>	<u>509,200</u>
77	<u>290,900</u>	<u>354,000</u>	<u>406,400</u>	<u>438,600</u>	<u>492,400</u>	<u>531,600</u>	77	<u>283,400</u>	<u>345,900</u>	<u>396,000</u>	<u>426,500</u>	<u>472,300</u>	<u>509,700</u>
78	<u>291,600</u>	<u>354,900</u>	<u>406,900</u>	<u>439,500</u>	<u>492,900</u>	<u>532,100</u>	78	<u>284,300</u>	<u>347,100</u>	<u>396,600</u>	<u>427,500</u>	<u>472,800</u>	<u>510,200</u>
79	<u>292,300</u>	<u>355,800</u>	<u>407,300</u>	<u>440,400</u>	<u>493,400</u>	<u>532,600</u>	79	<u>285,200</u>	<u>348,200</u>	<u>397,100</u>	<u>428,500</u>	<u>473,300</u>	<u>510,700</u>
80	<u>293,000</u>	<u>356,700</u>	<u>407,700</u>	<u>441,300</u>	<u>493,900</u>	<u>533,100</u>	80	<u>286,000</u>	<u>349,200</u>	<u>397,600</u>	<u>429,500</u>	<u>473,800</u>	<u>511,200</u>
81	<u>293,700</u>	<u>357,500</u>	<u>408,100</u>	<u>442,100</u>	<u>494,400</u>	<u>533,600</u>	81	<u>286,800</u>	<u>350,200</u>	<u>398,100</u>	<u>430,500</u>	<u>474,300</u>	<u>511,700</u>
82	<u>294,400</u>	<u>358,300</u>	<u>408,600</u>	<u>442,900</u>	<u>494,900</u>	<u>534,100</u>	82	<u>287,600</u>	<u>351,200</u>	<u>398,600</u>	<u>431,400</u>	<u>474,800</u>	<u>512,200</u>
83	<u>295,100</u>	<u>359,000</u>	<u>409,000</u>	<u>443,700</u>	<u>495,400</u>	<u>534,600</u>	83	<u>288,400</u>	<u>352,100</u>	<u>399,000</u>	<u>432,300</u>	<u>475,300</u>	<u>512,700</u>
84	<u>295,800</u>	<u>359,700</u>	<u>409,400</u>	<u>444,400</u>	<u>495,900</u>	<u>535,100</u>	84	<u>289,200</u>	<u>353,000</u>	<u>399,400</u>	<u>433,100</u>	<u>475,800</u>	<u>513,200</u>
85	<u>296,400</u>	<u>360,400</u>	<u>409,700</u>	<u>445,000</u>	<u>496,400</u>	<u>535,600</u>	85	<u>290,000</u>	<u>353,900</u>	<u>399,700</u>	<u>433,800</u>	<u>476,300</u>	<u>513,700</u>
86	<u>297,100</u>	<u>361,100</u>	<u>410,100</u>	<u>445,500</u>	<u>496,900</u>		86	<u>290,800</u>	<u>354,700</u>	<u>400,100</u>	<u>434,300</u>	<u>476,800</u>	
87	<u>297,800</u>	<u>361,700</u>	<u>410,500</u>	<u>445,900</u>	<u>497,400</u>		87	<u>291,600</u>	<u>355,500</u>	<u>400,500</u>	<u>434,700</u>	<u>477,300</u>	
88	<u>298,400</u>	<u>362,200</u>	<u>410,900</u>	<u>446,300</u>	<u>497,900</u>		88	<u>292,300</u>	<u>356,200</u>	<u>400,900</u>	<u>435,100</u>	<u>477,800</u>	
89	<u>299,000</u>	<u>362,700</u>	<u>411,300</u>	<u>446,700</u>	<u>498,400</u>		89	<u>293,000</u>	<u>356,800</u>	<u>401,300</u>	<u>435,500</u>	<u>478,300</u>	
90	<u>299,700</u>	<u>363,200</u>	<u>411,700</u>	<u>447,200</u>	<u>498,900</u>		90	<u>293,700</u>	<u>357,500</u>	<u>401,700</u>	<u>436,000</u>	<u>478,800</u>	
91	<u>300,300</u>	<u>363,800</u>	<u>412,100</u>	<u>447,600</u>	<u>499,400</u>		91	<u>294,400</u>	<u>358,100</u>	<u>402,100</u>	<u>436,400</u>	<u>479,300</u>	
92	<u>300,900</u>	<u>364,300</u>	<u>412,500</u>	<u>448,000</u>	<u>499,900</u>		92	<u>295,100</u>	<u>358,600</u>	<u>402,500</u>	<u>436,800</u>	<u>479,800</u>	
93	<u>301,500</u>	<u>364,800</u>	<u>412,900</u>	<u>448,300</u>	<u>500,400</u>		93	<u>295,800</u>	<u>359,100</u>	<u>402,900</u>	<u>437,100</u>	<u>480,300</u>	
94	<u>302,100</u>	<u>365,300</u>	<u>413,300</u>	<u>448,700</u>	<u>500,900</u>		94	<u>296,500</u>	<u>359,700</u>	<u>403,300</u>	<u>437,500</u>	<u>480,800</u>	
95	<u>302,700</u>	<u>365,800</u>	<u>413,700</u>	<u>449,100</u>	<u>501,400</u>		95	<u>297,200</u>	<u>360,300</u>	<u>403,700</u>	<u>437,900</u>	<u>481,300</u>	
96	<u>303,300</u>	<u>366,300</u>	<u>414,100</u>	<u>449,500</u>	<u>501,900</u>		96	<u>297,900</u>	<u>360,800</u>	<u>404,100</u>	<u>438,300</u>	<u>481,800</u>	
97	<u>303,900</u>	<u>366,800</u>	<u>414,500</u>	<u>449,900</u>	<u>502,400</u>		97	<u>298,600</u>	<u>361,300</u>	<u>404,500</u>	<u>438,700</u>	<u>482,300</u>	
98	<u>304,600</u>	<u>367,300</u>	<u>414,900</u>	<u>450,300</u>	<u>502,900</u>		98	<u>299,300</u>	<u>361,900</u>	<u>404,900</u>	<u>439,100</u>	<u>482,800</u>	
99	<u>305,200</u>	<u>367,800</u>	<u>415,300</u>	<u>450,700</u>	<u>503,400</u>		99	<u>300,000</u>	<u>362,400</u>	<u>405,300</u>	<u>439,500</u>	<u>483,300</u>	
100	<u>305,700</u>	<u>368,200</u>	<u>415,700</u>	<u>451,100</u>	<u>503,900</u>		100	<u>300,600</u>	<u>362,900</u>	<u>405,700</u>	<u>439,900</u>	<u>483,800</u>	
101	<u>306,200</u>	<u>368,600</u>	<u>416,100</u>	<u>451,500</u>	<u>504,400</u>		101	<u>301,200</u>	<u>363,300</u>	<u>406,100</u>	<u>440,300</u>	<u>484,300</u>	
102	<u>306,900</u>	<u>369,100</u>	<u>416,500</u>	<u>451,900</u>			102	<u>301,900</u>	<u>363,800</u>	<u>406,500</u>	<u>440,700</u>		
103	<u>307,500</u>	<u>369,500</u>	<u>416,900</u>	<u>452,300</u>			103	<u>302,600</u>	<u>364,300</u>	<u>406,900</u>	<u>441,100</u>		
104	<u>308,000</u>	<u>369,900</u>	<u>417,300</u>	<u>452,700</u>			104	<u>303,200</u>	<u>364,800</u>	<u>407,300</u>	<u>441,500</u>		

105	<u>308,500</u>	<u>370,300</u>	<u>417,700</u>	<u>453,100</u>	105	<u>303,800</u>	<u>365,300</u>	<u>407,700</u>	<u>441,900</u>
106	<u>309,000</u>	<u>370,700</u>	<u>418,100</u>	<u>453,500</u>	106	<u>304,400</u>	<u>365,700</u>	<u>408,100</u>	<u>442,300</u>
107	<u>309,600</u>	<u>371,100</u>	<u>418,500</u>	<u>453,900</u>	107	<u>305,000</u>	<u>366,100</u>	<u>408,500</u>	<u>442,700</u>
108	<u>310,100</u>	<u>371,500</u>	<u>418,900</u>	<u>454,300</u>	108	<u>305,500</u>	<u>366,500</u>	<u>408,900</u>	<u>443,100</u>
109	<u>310,600</u>	<u>371,800</u>	<u>419,200</u>	<u>454,700</u>	109	<u>306,000</u>	<u>366,900</u>	<u>409,200</u>	<u>443,500</u>
110	<u>311,100</u>	<u>372,200</u>	<u>419,600</u>	<u>455,100</u>	110	<u>306,600</u>	<u>367,300</u>	<u>409,600</u>	<u>443,900</u>
111	<u>311,600</u>	<u>372,500</u>	<u>419,900</u>	<u>455,500</u>	111	<u>307,200</u>	<u>367,600</u>	<u>409,900</u>	<u>444,300</u>
112	<u>312,100</u>	<u>372,800</u>	<u>420,300</u>	<u>455,900</u>	112	<u>307,700</u>	<u>367,900</u>	<u>410,300</u>	<u>444,700</u>
113	<u>312,600</u>	<u>373,100</u>	<u>420,700</u>	<u>456,300</u>	113	<u>308,200</u>	<u>368,200</u>	<u>410,700</u>	<u>445,100</u>
114	<u>313,100</u>	<u>373,500</u>	<u>421,100</u>	<u>456,700</u>	114	<u>308,700</u>	<u>368,600</u>	<u>411,100</u>	<u>445,500</u>
115	<u>313,600</u>	<u>373,800</u>	<u>421,500</u>	<u>457,100</u>	115	<u>309,200</u>	<u>368,900</u>	<u>411,500</u>	<u>445,900</u>
116	<u>314,000</u>	<u>374,100</u>	<u>421,900</u>	<u>457,500</u>	116	<u>309,700</u>	<u>369,200</u>	<u>411,900</u>	<u>446,300</u>
117	<u>314,400</u>	<u>374,400</u>	<u>422,200</u>	<u>457,900</u>	117	<u>310,100</u>	<u>369,500</u>	<u>412,200</u>	<u>446,700</u>
118	<u>314,900</u>	<u>374,800</u>	<u>422,600</u>	<u>458,300</u>	118	<u>310,600</u>	<u>369,900</u>	<u>412,600</u>	<u>447,100</u>
119	<u>315,300</u>	<u>375,100</u>	<u>422,900</u>	<u>458,700</u>	119	<u>311,100</u>	<u>370,200</u>	<u>412,900</u>	<u>447,500</u>
120	<u>315,700</u>	<u>375,400</u>	<u>423,300</u>	<u>459,100</u>	120	<u>311,600</u>	<u>370,500</u>	<u>413,300</u>	<u>447,900</u>
121	<u>316,100</u>	<u>375,700</u>	<u>423,700</u>	<u>459,500</u>	121	<u>312,000</u>	<u>370,800</u>	<u>413,700</u>	<u>448,300</u>
122	<u>316,500</u>	<u>376,100</u>	<u>424,100</u>	<u>459,900</u>	122	<u>312,400</u>	<u>371,200</u>	<u>414,100</u>	<u>448,700</u>
123	<u>316,900</u>	<u>376,400</u>	<u>424,400</u>	<u>460,300</u>	123	<u>312,800</u>	<u>371,500</u>	<u>414,400</u>	<u>449,100</u>
124	<u>317,300</u>	<u>376,700</u>	<u>424,800</u>	<u>460,700</u>	124	<u>313,200</u>	<u>371,800</u>	<u>414,800</u>	<u>449,500</u>
125	<u>317,600</u>	<u>377,000</u>	<u>425,200</u>	<u>461,100</u>	125	<u>313,600</u>	<u>372,100</u>	<u>415,200</u>	<u>449,900</u>
126	<u>318,000</u>	<u>377,400</u>	<u>425,600</u>	<u>461,500</u>	126	<u>314,000</u>	<u>372,500</u>	<u>415,600</u>	<u>450,300</u>
127	<u>318,300</u>	<u>377,700</u>	<u>426,000</u>	<u>461,900</u>	127	<u>314,300</u>	<u>372,800</u>	<u>416,000</u>	<u>450,700</u>
128	<u>318,600</u>	<u>378,000</u>	<u>426,400</u>	<u>462,300</u>	128	<u>314,600</u>	<u>373,100</u>	<u>416,400</u>	<u>451,100</u>
129	<u>318,900</u>	<u>378,300</u>	<u>426,700</u>	<u>462,700</u>	129	<u>314,900</u>	<u>373,400</u>	<u>416,700</u>	<u>451,500</u>
130	<u>319,300</u>	<u>378,700</u>	<u>427,100</u>	<u>463,100</u>	130	<u>315,300</u>	<u>373,800</u>	<u>417,100</u>	<u>451,900</u>
131	<u>319,600</u>	<u>379,000</u>	<u>427,500</u>	<u>463,500</u>	131	<u>315,600</u>	<u>374,100</u>	<u>417,500</u>	<u>452,300</u>
132	<u>319,900</u>	<u>379,300</u>	<u>427,900</u>	<u>463,900</u>	132	<u>315,900</u>	<u>374,400</u>	<u>417,900</u>	<u>452,700</u>
133	<u>320,200</u>	<u>379,600</u>	<u>428,200</u>	<u>464,300</u>	133	<u>316,200</u>	<u>374,700</u>	<u>418,200</u>	<u>453,100</u>
134	<u>320,500</u>	<u>380,000</u>	<u>428,600</u>		134	<u>316,500</u>	<u>375,100</u>	<u>418,600</u>	
135	<u>320,900</u>	<u>380,300</u>	<u>429,000</u>		135	<u>316,900</u>	<u>375,400</u>	<u>419,000</u>	
136	<u>321,200</u>	<u>380,600</u>	<u>429,400</u>		136	<u>317,200</u>	<u>375,700</u>	<u>419,400</u>	
137	<u>321,500</u>	<u>380,900</u>	<u>429,700</u>		137	<u>317,500</u>	<u>376,000</u>	<u>419,700</u>	
138	<u>321,900</u>	<u>381,300</u>	<u>430,100</u>		138	<u>317,900</u>	<u>376,400</u>	<u>420,100</u>	
139	<u>322,200</u>	<u>381,600</u>	<u>430,500</u>		139	<u>318,200</u>	<u>376,700</u>	<u>420,500</u>	
140	<u>322,500</u>	<u>381,900</u>	<u>430,800</u>		140	<u>318,500</u>	<u>377,000</u>	<u>420,800</u>	
141	<u>322,800</u>	<u>382,200</u>	<u>431,100</u>		141	<u>318,800</u>	<u>377,300</u>	<u>421,100</u>	
142	<u>323,200</u>	<u>382,500</u>	<u>431,500</u>		142	<u>319,200</u>	<u>377,600</u>	<u>421,500</u>	
143	<u>323,500</u>	<u>382,800</u>	<u>431,900</u>		143	<u>319,500</u>	<u>377,900</u>	<u>421,900</u>	
144	<u>323,800</u>	<u>383,100</u>	<u>432,200</u>		144	<u>319,800</u>	<u>378,200</u>	<u>422,200</u>	
145	<u>324,100</u>	<u>383,400</u>	<u>432,500</u>		145	<u>320,100</u>	<u>378,500</u>	<u>422,500</u>	
146	<u>324,500</u>	<u>383,700</u>	<u>432,900</u>		146	<u>320,500</u>	<u>378,800</u>	<u>422,900</u>	
147	<u>324,800</u>	<u>384,000</u>	<u>433,300</u>		147	<u>320,800</u>	<u>379,100</u>	<u>423,300</u>	
148	<u>325,100</u>	<u>384,300</u>	<u>433,600</u>		148	<u>321,100</u>	<u>379,400</u>	<u>423,600</u>	
149	<u>325,400</u>	<u>384,600</u>	<u>433,900</u>		149	<u>321,400</u>	<u>379,700</u>	<u>423,900</u>	
150	<u>325,800</u>	<u>384,900</u>			150	<u>321,800</u>	<u>380,000</u>		
151	<u>326,100</u>	<u>385,200</u>			151	<u>322,100</u>	<u>380,300</u>		
152	<u>326,400</u>	<u>385,500</u>			152	<u>322,400</u>	<u>380,600</u>		
153	<u>326,700</u>	<u>385,800</u>			153	<u>322,700</u>	<u>380,900</u>		
154	<u>327,000</u>	<u>386,100</u>			154	<u>323,000</u>	<u>381,200</u>		
155	<u>327,300</u>	<u>386,400</u>			155	<u>323,300</u>	<u>381,500</u>		
156	<u>327,600</u>	<u>386,700</u>			156	<u>323,600</u>	<u>381,800</u>		
157	<u>327,900</u>	<u>387,000</u>			157	<u>323,900</u>	<u>382,100</u>		
158	<u>328,200</u>	<u>387,300</u>			158	<u>324,200</u>	<u>382,400</u>		
159	<u>328,500</u>	<u>387,600</u>			159	<u>324,500</u>	<u>382,700</u>		
160	<u>328,800</u>	<u>387,900</u>			160	<u>324,800</u>	<u>383,000</u>		

	161	<u>329,100</u>	<u>388,200</u>						161	<u>325,100</u>	<u>383,300</u>				
	162	<u>329,400</u>	<u>388,500</u>						162	<u>325,400</u>	<u>383,600</u>				
	163	<u>329,700</u>	<u>388,800</u>						163	<u>325,700</u>	<u>383,900</u>				
	164	<u>330,000</u>	<u>389,100</u>						164	<u>326,000</u>	<u>384,200</u>				
	165	<u>330,300</u>	<u>389,400</u>						165	<u>326,300</u>	<u>384,500</u>				
	166	<u>330,600</u>	<u>389,700</u>						166	<u>326,600</u>	<u>384,800</u>				
	167	<u>330,900</u>	<u>390,000</u>						167	<u>326,900</u>	<u>385,100</u>				
	168	<u>331,200</u>	<u>390,300</u>						168	<u>327,200</u>	<u>385,400</u>				
	169	<u>331,500</u>	<u>390,600</u>						169	<u>327,500</u>	<u>385,700</u>				
	170		<u>390,900</u>						170		<u>386,000</u>				
	171		<u>391,200</u>						171		<u>386,300</u>				
	172		<u>391,500</u>						172		<u>386,600</u>				
	173		<u>391,800</u>						173		<u>386,900</u>				
	174		<u>392,100</u>						174		<u>387,200</u>				
	175		<u>392,400</u>						175		<u>387,500</u>				
	176		<u>392,700</u>						176		<u>387,800</u>				
	177		<u>393,000</u>						177		<u>388,100</u>				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円		定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		231,800	272,300	291,700	310,700	342,900	414,300			223,500	262,600	281,300	299,600	330,700	399,500

別表第二（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1から177まで	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)	円 (現行のとお り)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

別紙②

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1から177まで	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

別表第二（第7条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務の級 号	1	2	3	4	5	6
		級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	円 203,700	円 241,600	円 296,600	円 318,600	円 <u>442,100</u>	円 <u>455,000</u>
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	<u>443,900</u>	<u>456,900</u>
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	<u>445,600</u>	<u>458,800</u>
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	<u>447,300</u>	<u>460,700</u>
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	<u>449,000</u>	<u>462,500</u>
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	<u>450,700</u>	<u>464,400</u>
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	<u>452,400</u>	<u>466,300</u>
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	<u>454,100</u>	<u>468,200</u>
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	<u>455,700</u>	<u>470,000</u>
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	<u>457,400</u>	<u>471,900</u>
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	<u>459,100</u>	<u>473,800</u>
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	<u>460,800</u>	<u>475,700</u>
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	<u>462,400</u>	<u>477,500</u>
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	<u>464,000</u>	<u>479,300</u>
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	<u>465,600</u>	<u>481,100</u>
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	<u>467,100</u>	<u>482,900</u>
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	<u>468,600</u>	<u>484,700</u>
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	<u>470,000</u>	<u>486,400</u>
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	<u>471,400</u>	<u>488,100</u>
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	<u>472,800</u>	<u>489,800</u>
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	<u>474,200</u>	<u>491,500</u>
	22	246,100	282,200	334,100	358,900	<u>475,500</u>	<u>493,200</u>
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	<u>476,800</u>	<u>494,900</u>
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	<u>478,100</u>	<u>496,500</u>
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	<u>479,400</u>	<u>498,100</u>
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	<u>480,600</u>	<u>499,700</u>
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	<u>481,700</u>	<u>501,400</u>
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	<u>482,700</u>	<u>503,000</u>
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	<u>483,700</u>	<u>504,600</u>
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	<u>484,600</u>	<u>506,300</u>
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	<u>485,500</u>	<u>507,900</u>
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	<u>486,300</u>	<u>509,500</u>
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	<u>487,100</u>	<u>511,000</u>
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	<u>488,000</u>	<u>512,600</u>
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	<u>488,800</u>	<u>514,200</u>
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	<u>489,500</u>	<u>515,700</u>
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	<u>490,200</u>	<u>517,100</u>
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	<u>490,800</u>	<u>518,300</u>
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	<u>491,400</u>	<u>519,400</u>
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	<u>491,900</u>	<u>520,500</u>
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	<u>492,400</u>	<u>521,600</u>
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	<u>492,900</u>	<u>522,500</u>
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	<u>493,400</u>	<u>523,400</u>
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	<u>493,900</u>	<u>524,100</u>
	45	265,600	314,900	371,700	397,800	<u>494,400</u>	<u>524,800</u>
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	<u>494,900</u>	<u>525,500</u>
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	<u>495,400</u>	<u>526,200</u>
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	<u>495,900</u>	<u>526,800</u>

別表第二（第7条関係）

教育職給料表

別紙③

職員 の区 分	職務の級 号	1	2	3	4	5	6
		級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	円 203,700	円 241,600	円 296,600	円 318,600	円 <u>375,300</u>	円 <u>416,300</u>
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	<u>377,400</u>	<u>418,400</u>
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	<u>379,500</u>	<u>420,400</u>
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	<u>381,600</u>	<u>422,400</u>
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	<u>383,700</u>	<u>424,400</u>
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	<u>385,700</u>	<u>426,400</u>
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	<u>387,600</u>	<u>428,300</u>
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	<u>389,400</u>	<u>430,200</u>
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	<u>391,200</u>	<u>432,100</u>
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	<u>393,000</u>	<u>434,100</u>
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	<u>394,900</u>	<u>436,000</u>
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	<u>396,800</u>	<u>437,900</u>
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	<u>398,700</u>	<u>439,800</u>
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	<u>400,500</u>	<u>441,700</u>
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	<u>402,300</u>	<u>443,600</u>
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	<u>404,200</u>	<u>445,500</u>
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	<u>406,100</u>	<u>447,400</u>
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	<u>407,900</u>	<u>449,300</u>
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	<u>409,800</u>	<u>451,200</u>
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	<u>411,600</u>	<u>453,100</u>
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	<u>413,400</u>	<u>455,000</u>
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	<u>415,300</u>	<u>456,900</u>
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	<u>417,100</u>	<u>458,800</u>
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	<u>418,900</u>	<u>460,700</u>
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	<u>420,700</u>	<u>462,500</u>
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	<u>422,500</u>	<u>464,400</u>
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	<u>424,300</u>	<u>466,300</u>
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	<u>426,100</u>	<u>468,200</u>
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	<u>427,900</u>	<u>470,000</u>
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	<u>429,700</u>	<u>471,900</u>
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	<u>431,500</u>	<u>473,800</u>
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	<u>433,300</u>	<u>475,700</u>
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	<u>435,100</u>	<u>477,500</u>
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	<u>436,900</u>	<u>479,300</u>
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	<u>438,700</u>	<u>481,100</u>
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	<u>440,400</u>	<u>482,900</u>
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	<u>442,100</u>	<u>484,700</u>
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	<u>443,900</u>	<u>486,400</u>
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	<u>445,600</u>	<u>488,100</u>
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	<u>447,300</u>	<u>489,800</u>
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	<u>449,000</u>	<u>491,500</u>
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	<u>450,700</u>	<u>493,200</u>
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	<u>452,400</u>	<u>494,900</u>
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	<u>454,100</u>	<u>496,500</u>
	45	265,600	314,900	371,700	397,800	<u>455,700</u>	<u>498,100</u>
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	<u>457,400</u>	<u>499,700</u>
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	<u>459,100</u>	<u>501,400</u>
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	<u>460,800</u>	<u>503,000</u>

49	269,100	320,300	377,700	404,000	<u>496,400</u>	<u>527,400</u>	49	269,100	320,300	377,700	404,000	<u>462,400</u>	<u>504,600</u>
50	270,000	321,700	379,200	405,500	<u>496,900</u>	<u>528,000</u>	50	270,000	321,700	379,200	405,500	<u>464,000</u>	<u>506,300</u>
51	270,900	323,000	380,700	407,000	<u>497,400</u>	<u>528,600</u>	51	270,900	323,000	380,700	407,000	<u>465,600</u>	<u>507,900</u>
52	271,700	324,300	382,200	408,500	<u>497,900</u>	<u>529,100</u>	52	271,700	324,300	382,200	408,500	<u>467,100</u>	<u>509,500</u>
53	272,500	325,600	383,600	410,000	<u>498,400</u>	<u>529,600</u>	53	272,500	325,600	383,600	410,000	<u>468,600</u>	<u>511,000</u>
54	273,400	327,000	385,000	411,400	<u>498,900</u>	<u>530,100</u>	54	273,400	327,000	385,000	411,400	<u>470,000</u>	<u>512,600</u>
55	274,200	328,300	386,500	412,800	<u>499,400</u>	<u>530,600</u>	55	274,200	328,300	386,500	412,800	<u>471,400</u>	<u>514,200</u>
56	275,000	329,600	387,900	414,200	<u>499,900</u>	<u>531,100</u>	56	275,000	329,600	387,900	414,200	<u>472,800</u>	<u>515,700</u>
57	275,800	330,900	389,300	415,600	<u>500,400</u>	<u>531,600</u>	57	275,800	330,900	389,300	415,600	<u>474,200</u>	<u>517,100</u>
58	276,600	332,300	390,600	416,900	<u>500,900</u>	<u>532,100</u>	58	276,600	332,300	390,600	416,900	<u>475,500</u>	<u>518,300</u>
59	277,400	333,600	391,900	418,200	<u>501,400</u>	<u>532,600</u>	59	277,400	333,600	391,900	418,200	<u>476,800</u>	<u>519,400</u>
60	278,200	334,900	393,200	419,500	<u>501,900</u>	<u>533,100</u>	60	278,200	334,900	393,200	419,500	<u>478,100</u>	<u>520,500</u>
61	279,000	336,200	394,400	420,700	<u>502,400</u>	<u>533,600</u>	61	279,000	336,200	394,400	420,700	<u>479,400</u>	<u>521,600</u>
62	279,800	337,500	395,500	421,900	<u>502,900</u>	<u>534,100</u>	62	279,800	337,500	395,500	421,900	<u>480,600</u>	<u>522,500</u>
63	280,600	338,800	396,500	423,200	<u>503,400</u>	<u>534,600</u>	63	280,600	338,800	396,500	423,200	<u>481,700</u>	<u>523,400</u>
64	281,400	340,000	397,500	424,400	<u>503,900</u>	<u>535,100</u>	64	281,400	340,000	397,500	424,400	<u>482,700</u>	<u>524,100</u>
65	282,100	341,200	398,400	425,600	<u>504,400</u>	<u>535,600</u>	65	282,100	341,200	398,400	425,600	<u>483,700</u>	<u>524,800</u>
66	282,900	342,400	399,300	426,800			66	282,900	342,400	399,300	426,800	<u>484,600</u>	<u>525,500</u>
67	283,700	343,600	400,100	428,000			67	283,700	343,600	400,100	428,000	<u>485,500</u>	<u>526,200</u>
68	284,400	344,800	400,900	429,200			68	284,400	344,800	400,900	429,200	<u>486,300</u>	<u>526,800</u>
69	285,100	345,900	401,600	430,300			69	285,100	345,900	401,600	430,300	<u>487,100</u>	<u>527,400</u>
70	285,900	347,000	402,400	431,400			70	285,900	347,000	402,400	431,400	<u>488,000</u>	<u>528,000</u>
71	286,600	348,100	403,100	432,500			71	286,600	348,100	403,100	432,500	<u>488,800</u>	<u>528,600</u>
72	287,300	349,100	403,800	433,600			72	287,300	349,100	403,800	433,600	<u>489,500</u>	<u>529,100</u>
73	288,000	350,100	404,400	434,700			73	288,000	350,100	404,400	434,700	<u>490,200</u>	<u>529,600</u>
74	288,800	351,100	405,000	435,700			74	288,800	351,100	405,000	435,700	<u>490,800</u>	<u>530,100</u>
75	289,500	352,100	405,500	436,700			75	289,500	352,100	405,500	436,700	<u>491,400</u>	<u>530,600</u>
76	290,200	353,100	406,000	437,700			76	290,200	353,100	406,000	437,700	<u>491,900</u>	<u>531,100</u>
77	290,900	354,000	406,400	438,600			77	290,900	354,000	406,400	438,600	<u>492,400</u>	<u>531,600</u>
78	291,600	354,900	406,900	439,500			78	291,600	354,900	406,900	439,500	<u>492,900</u>	<u>532,100</u>
79	292,300	355,800	407,300	440,400			79	292,300	355,800	407,300	440,400	<u>493,400</u>	<u>532,600</u>
80	293,000	356,700	407,700	441,300			80	293,000	356,700	407,700	441,300	<u>493,900</u>	<u>533,100</u>
81	293,700	357,500	408,100	442,100			81	293,700	357,500	408,100	442,100	<u>494,400</u>	<u>533,600</u>
82	294,400	358,300	408,600	442,900			82	294,400	358,300	408,600	442,900	<u>494,900</u>	<u>534,100</u>
83	295,100	359,000	409,000	443,700			83	295,100	359,000	409,000	443,700	<u>495,400</u>	<u>534,600</u>
84	295,800	359,700	409,400	444,400			84	295,800	359,700	409,400	444,400	<u>495,900</u>	<u>535,100</u>
85	296,400	360,400	409,700	445,000			85	296,400	360,400	409,700	445,000	<u>496,400</u>	<u>535,600</u>
86	297,100	361,100	410,100	445,500			86	297,100	361,100	410,100	445,500	<u>496,900</u>	
87	297,800	361,700	410,500	445,900			87	297,800	361,700	410,500	445,900	<u>497,400</u>	
88	298,400	362,200	410,900	446,300			88	298,400	362,200	410,900	446,300	<u>497,900</u>	
89	299,000	362,700	411,300	446,700			89	299,000	362,700	411,300	446,700	<u>498,400</u>	
90	299,700	363,200	411,700	447,200			90	299,700	363,200	411,700	447,200	<u>498,900</u>	
91	300,300	363,800	412,100	447,600			91	300,300	363,800	412,100	447,600	<u>499,400</u>	
92	300,900	364,300	412,500	448,000			92	300,900	364,300	412,500	448,000	<u>499,900</u>	
93	301,500	364,800	412,900	448,300			93	301,500	364,800	412,900	448,300	<u>500,400</u>	
94	302,100	365,300	413,300	448,700			94	302,100	365,300	413,300	448,700	<u>500,900</u>	
95	302,700	365,800	413,700	449,100			95	302,700	365,800	413,700	449,100	<u>501,400</u>	
96	303,300	366,300	414,100	449,500			96	303,300	366,300	414,100	449,500	<u>501,900</u>	
97	303,900	366,800	414,500	449,900			97	303,900	366,800	414,500	449,900	<u>502,400</u>	
98	304,600	367,300	414,900	450,300			98	304,600	367,300	414,900	450,300	<u>502,900</u>	
99	305,200	367,800	415,300	450,700			99	305,200	367,800	415,300	450,700	<u>503,400</u>	
100	305,700	368,200	415,700	451,100			100	305,700	368,200	415,700	451,100	<u>503,900</u>	
101	306,200	368,600	416,100	451,500			101	306,200	368,600	416,100	451,500	<u>504,400</u>	
102	306,900	369,100	416,500	451,900			102	306,900	369,100	416,500	451,900		
103	307,500	369,500	416,900	452,300			103	307,500	369,500	416,900	452,300		
104	308,000	369,900	417,300	452,700			104	308,000	369,900	417,300	452,700		

105	308,500	370,300	417,700	453,100	105	308,500	370,300	417,700	453,100
106	309,000	370,700	418,100	453,500	106	309,000	370,700	418,100	453,500
107	309,600	371,100	418,500	453,900	107	309,600	371,100	418,500	453,900
108	310,100	371,500	418,900	454,300	108	310,100	371,500	418,900	454,300
109	310,600	371,800	419,200	454,700	109	310,600	371,800	419,200	454,700
110	311,100	372,200	419,600	455,100	110	311,100	372,200	419,600	455,100
111	311,600	372,500	419,900	455,500	111	311,600	372,500	419,900	455,500
112	312,100	372,800	420,300	455,900	112	312,100	372,800	420,300	455,900
113	312,600	373,100	420,700	456,300	113	312,600	373,100	420,700	456,300
114	313,100	373,500	421,100	456,700	114	313,100	373,500	421,100	456,700
115	313,600	373,800	421,500	457,100	115	313,600	373,800	421,500	457,100
116	314,000	374,100	421,900	457,500	116	314,000	374,100	421,900	457,500
117	314,400	374,400	422,200	457,900	117	314,400	374,400	422,200	457,900
118	314,900	374,800	422,600	458,300	118	314,900	374,800	422,600	458,300
119	315,300	375,100	422,900	458,700	119	315,300	375,100	422,900	458,700
120	315,700	375,400	423,300	459,100	120	315,700	375,400	423,300	459,100
121	316,100	375,700	423,700	459,500	121	316,100	375,700	423,700	459,500
122	316,500	376,100	424,100	459,900	122	316,500	376,100	424,100	459,900
123	316,900	376,400	424,400	460,300	123	316,900	376,400	424,400	460,300
124	317,300	376,700	424,800	460,700	124	317,300	376,700	424,800	460,700
125	317,600	377,000	425,200	461,100	125	317,600	377,000	425,200	461,100
126	318,000	377,400	425,600	461,500	126	318,000	377,400	425,600	461,500
127	318,300	377,700	426,000	461,900	127	318,300	377,700	426,000	461,900
128	318,600	378,000	426,400	462,300	128	318,600	378,000	426,400	462,300
129	318,900	378,300	426,700	462,700	129	318,900	378,300	426,700	462,700
130	319,300	378,700	427,100	463,100	130	319,300	378,700	427,100	463,100
131	319,600	379,000	427,500	463,500	131	319,600	379,000	427,500	463,500
132	319,900	379,300	427,900	463,900	132	319,900	379,300	427,900	463,900
133	320,200	379,600	428,200	464,300	133	320,200	379,600	428,200	464,300
134	320,500	380,000	428,600		134	320,500	380,000	428,600	
135	320,900	380,300	429,000		135	320,900	380,300	429,000	
136	321,200	380,600	429,400		136	321,200	380,600	429,400	
137	321,500	380,900	429,700		137	321,500	380,900	429,700	
138	321,900	381,300	430,100		138	321,900	381,300	430,100	
139	322,200	381,600	430,500		139	322,200	381,600	430,500	
140	322,500	381,900	430,800		140	322,500	381,900	430,800	
141	322,800	382,200	431,100		141	322,800	382,200	431,100	
142	323,200	382,500	431,500		142	323,200	382,500	431,500	
143	323,500	382,800	431,900		143	323,500	382,800	431,900	
144	323,800	383,100	432,200		144	323,800	383,100	432,200	
145	324,100	383,400	432,500		145	324,100	383,400	432,500	
146	324,500	383,700	432,900		146	324,500	383,700	432,900	
147	324,800	384,000	433,300		147	324,800	384,000	433,300	
148	325,100	384,300	433,600		148	325,100	384,300	433,600	
149	325,400	384,600	433,900		149	325,400	384,600	433,900	
150	325,800	384,900			150	325,800	384,900		
151	326,100	385,200			151	326,100	385,200		
152	326,400	385,500			152	326,400	385,500		
153	326,700	385,800			153	326,700	385,800		
154	327,000	386,100			154	327,000	386,100		
155	327,300	386,400			155	327,300	386,400		
156	327,600	386,700			156	327,600	386,700		
157	327,900	387,000			157	327,900	387,000		
158	328,200	387,300			158	328,200	387,300		
159	328,500	387,600			159	328,500	387,600		
160	328,800	387,900			160	328,800	387,900		

	161	329, 100	388, 200				
	162	329, 400	388, 500				
	163	329, 700	388, 800				
	164	330, 000	389, 100				
	165	330, 300	389, 400				
	166	330, 600	389, 700				
	167	330, 900	390, 000				
	168	331, 200	390, 300				
	169	331, 500	390, 600				
	170		390, 900				
	171		391, 200				
	172		391, 500				
	173		391, 800				
	174		392, 100				
	175		392, 400				
	176		392, 700				
	177		393, 000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		231, 800	272, 300	291, 700	310, 700	342, 900	414, 300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

	161	329, 100	388, 200				
	162	329, 400	388, 500				
	163	329, 700	388, 800				
	164	330, 000	389, 100				
	165	330, 300	389, 400				
	166	330, 600	389, 700				
	167	330, 900	390, 000				
	168	331, 200	390, 300				
	169	331, 500	390, 600				
	170		390, 900				
	171		391, 200				
	172		391, 500				
	173		391, 800				
	174		392, 100				
	175		392, 400				
	176		392, 700				
	177		393, 000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		231, 800	272, 300	291, 700	310, 700	342, 900	414, 300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

第 号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一
部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年
東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ある者」の下に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭
和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該
認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第四項において同じ。）
を除く。）」を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第二項中「百分の四」
を「百分の十」に改め、同条第四項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加
える。

附則に次の一項を加える。

7 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項及び第二項の規定の適用について
は、これらの規定中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
る。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六

令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

附 則

- 1 この条例は、令和八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額並びに学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十七条の規定による超過勤務手当及び同条例第十八条の規定による休日給の支給については、この条例による

改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条
第一項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行による公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の改正に伴い、教職調整額に係る率を見直す必要がある。

改正案	
第一条及び第二条 （現行のとおり） （義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等） 第三条 義務教育諸学校等の教育職員（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）別表第二の教育職給料表の適用を受ける者に限る。第四項及び第五条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の四級以下である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第四項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額<u>の百分の十に相当する額の教職調整額を支給する。</u> 2 前項に規定する者のうち、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める者には、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額<u>の百分の十に相当する額の範囲内において</u>人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の教職調整額を支給する。 3 （現行のとおり） 4 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第五条において同じ。）については、給与条例第十七条及び第十八条の規定は、適用しない。	第一条及び第二条 （略） （義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等） 第三条 義務教育諸学校等の教育職員（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）別表第二の教育職給料表の適用を受ける者に限る。第四項及び第五条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の四級以下である者には、その者の給料月額<u>の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。</u> 2 前項に規定する者のうち、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める者には、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額<u>の百分の四に相当する額の範囲内において</u>人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の教職調整額を支給する。 3 （略） 4 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第五条において同じ。）については、給与条例第十七条及び第十八条の規定は、適用しない。

第四条及び第五条（現行のとおり）

附 則

1 から6まで （現行のとおり）

7 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

第四条及び第五条（略）

附 則

1 から6まで （略）
（新設）

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「東京都教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める研修を受講する者（次号に該当する者）」を「指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第一号。次号において「指導力規則」という。）第四条第一項に該当すると認定された者（条例第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者）」に改め、同項第二号中「指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第一号）」を「指導力規則」に、「認定されその旨の通知を受けた者」を「認定された者」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

教職調整額に関する規則（昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条 （現行のとおり） （職員の範囲及び支給額） 第二条 （現行のとおり） 一 指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第一号。次号において「指導力規則」という。） （第四条第一項に該当すると認定された者（条例第三條第一項に規定する指導改善研修被認定者を除く。） その者の給料月額に百分の二を乗じて得た額 二 指導力規則第七條第一項第三号に該当すると認定された者 その者の給料月額に百分の一を乗じて得た額 第三條から第五條まで （現行のとおり）	第一条 （略） （職員の範囲及び支給額） 第二条 （略） 一 東京都教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める研修を受講する者（次号に該当する者を除く。） その者の給料月額に百分の二を乗じて得た額 二 指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第一号）第七條第一項第三号に該当すると認定されその旨の通知を受けた者 その者の給料月額に百分の一を乗じて得た額 第三條から第五條まで （略）

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第 号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 各月の初日に次条各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に掲げる額を別表第二に掲げる額にそれぞれ加えた額とする。ただし、分掌する校務が次条各号のうち二以上に該当するときの職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該職員が該当する別表第二の校務の種類欄に掲げる区分に応じて、同表の金額の欄に定める額のうち最も高い額を加えた額とする。

第四条の次に次の二条を加える。

（校務の種類）

第四条の二 条例第二十四条の三第二項に規定する教育委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級を担任する業務
- 二 前号の学級を担任する業務を補佐する業務
- 三 複数の者で学級を担任する業務（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）

（校務の分掌状況に係る届出）

第四条の三 校長は、毎年度、前条に規定する校務の分掌状況を東京都教育委員会に届け出なければならない。

- 2 校長は、前項の届出に係る事項に変更があつたときは、速やかにその旨を東京都教育委員会に届け出なければならない。

附則第三項中「第四条」を「第四条第一項」に、「別表」を「別表第一」に改める。

別表中「別表」を「別表（第4条関係）」に改め、「（第4条関係）」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表

を加える。

(写真原稿)

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

別表第二（第4条関係）

校務の種類		金額
1	第4条の2第1号の校務	3,000 円
2	第4条の2第2号の校務	1,000 円
3	第4条の2第3号の校務	2,000 円

改正案	現行
第一条から第三条まで （現行のとおり） （義務教育等教員特別手当の月額） 第四条 （現行のとおり） 一 条例第二十四条の三第一項に規定する職員及び前条に規定する職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額 二 前条に規定する職員のうち、条例第十五条の四の規定による産業教育手当又は条例第十五条の五の規定による定時制通信教育手当を支給される職員で農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育に従事するものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額） 三 前条に規定する職員のうち、産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の二を乗じて得た額（産業教育手当及び	第一条から第三条まで （略） （義務教育等教員特別手当の月額） 第四条 （略） 一 条例第二十四条の三第一項に規定する職員及び前条に規定する職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表に掲げる額 二 前条に規定する職員のうち、条例第十五条の四の規定による産業教育手当又は条例第十五条の五の規定による定時制通信教育手当を支給される職員で農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育に従事するものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表に掲げる額） 三 前条に規定する職員のうち、産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に四分の二を乗じて得た額（産業教育手当及び定時

定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額)

- 2 条例第二十四条の三第一項に規定する職員及び前条に規定する職員のうち、各月の初日に次条各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額、前項各号に掲げる額を別表第二に掲げる額にそれぞれ加えた額とする。ただし、分掌する校務が次条各号のうち二以上に該当するときの職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該職員が該当する別表第二の校務の種類に掲げる区分に応じて、同表の金額の欄に定める額のうち最も高い額を加えた額とする。

(校務の種類)

第四条の二 条例第二十四条の三第二項に規定する教育委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級を担任する業務
- 二 前号の学級を担任する業務を補佐する業務
- 三 複数の者で学級を担任する業務(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

(校務の分掌状況に係る届出)

第四条の三 校長は、毎年度、前条に規定する校務の分掌状況を東京都教育委員会に届け出なければならない。

- 2 校長は、前項の届出に係る事項に変更があつたときは、速やかにその旨を東京都教育委員会に届け出なければならない。

第五条及び第六条 (現行のとおり)

制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表に掲げる額)

(新設)

(新設)

(新設)

第五条及び第六条 (略)

附 則

1及び2 (現行のとおり)

3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第一項の規定の適用については、当分の間、同条各号中「別表第一に掲げる額」とあるのは、「別表第一に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額」とする。

別表第一(第4条関係)

教育職給料表の適用を受ける者

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		(現 行の とお り)	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1から17 7まで						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		(現 行の とお り)	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)

附 則

1及び2 (略)

3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額」とする。

別表

教育職給料表の適用を受ける者(第4条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1から17 7まで						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二(第4条関係)		(新設)
校務の種類	月額	
1 第4条の2第1号の校務	3,000円	
2 第4条の2第2号の校務	1,000円	
3 第4条の2第3号の校務	2,000円	

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年十二月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 13 の部 (1) の項中「七千五百円」を「八千円」に改める。

別表第二 (1) の項中「終日に及ぶ」を「半日」に、「八時間」を「四時間」に、「午後十一時」を「午後九時」に、「午前二時」を「午前四時」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（二暦日にわたる勤務の取扱い）

3 この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、

二 曆日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

現
行

第一条から第四条まで
(略)

別表第一（第二条関係）

17 から 14 まで		13	1 から 12 まで	手 当 番 号
(略)		(略)	(略)	種 類
(略)	(2)から(4)まで (略)	(1) (略) ア及びイ (略) ウ (略) エ (略)	(略)	支 給 範 囲
(略)	(略) 千五百円 日額 七 千五百円 日額 七	(略)	(略)	手 当 額
(略)		(略)	(略)	摘 要

別表第二（第二條關係）

業務の種類		要件
(1) (略)	ア 終日に及ぶ程度(日中八時間以上)	週休日等
	イ 午前二時から午前八時まで	その他の日
	ウ (略)	

(2)から(4)まで （現 行のとおり）		×	×
(現行のとおり)		×	×
(現行のとおり)		り	×
			×

(2)から(4)まで （略）		×	×
(略)		×	
			×
(略)		×	
			×

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一、九五〇」を「二、〇一〇」に、「二、〇二〇」を「二、〇九〇」に、「二、〇九〇」を「二、一六〇」に、「二、一六〇」を「二、二三〇」に、「二、二四〇」を「二、三一〇」に、「二、三一〇」を「二、三八〇」に、「二、三九〇」を「二、四七〇」に、「二、四八〇」を「二、五六〇」に、「二、五八〇」を「二、六六〇」に、「二、六八〇」を「二、七七〇」に、「二、七六〇」を「二、八五〇」に、「二、八八〇」を「二、九七〇」に、「二、九八〇」を「三、〇八〇」に、「三、〇八〇」を「三、一八〇」に、「三、一七〇」を「三、二七〇」に、「三、二七〇」を「三、三八〇」に、「三、三八〇」を「三、四九〇」に、「三、四八〇」を「三、五九〇」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は、令和七年四月一日から適用する。

改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の規定に基づいて時間講師に支払われた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号） 新旧対照表（抄）

改 正 案			現 行		
第一条から第四十三条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別表第三（第二十二条関係）			第一条から第四十三条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別表第三（第二十二条関係）		
教育職員としての経験年数等		時間額（円）	教育職員としての経験年数等		時間額（円）
経験区分	経験年数		経験区分	経験年数	
一	一年以上未満	二、〇一〇	一	一年以上未満	一、九五〇
二	一年以上二年未満	二、〇九〇	二	一年以上二年未満	二、〇二〇
三	一年以上三年未満	二、一六〇	三	一年以上三年未満	二、〇九〇
四	三年以上四年未満	二、二三〇	四	三年以上四年未満	二、一六〇
五	四年以上五年未満	二、三二〇	五	四年以上五年未満	二、二四〇
六	五年以上六年未満	二、三八〇	六	五年以上六年未満	二、三二〇
七	六年以上七年未満	二、四七〇	七	六年以上七年未満	二、三九〇
八	七年以上八年未満	二、五六〇	八	七年以上八年未満	二、四八〇
九	八年以上九年未満	二、六六〇	九	八年以上九年未満	二、五八〇
十	九年以上十年未満	二、七七〇	十	九年以上十年未満	二、六八〇
十一	十年以上十一年未満	二、八五〇	十一	十年以上十一年未満	二、七六〇
十二	十一年以上十二年未満	二、九七〇	十二	十一年以上十二年未満	二、八八〇
十三	十二年以上十三年未満	三、〇八〇	十三	十二年以上十三年未満	二、九八〇
十四	十三年以上十四年未満	三、一八〇	十四	十三年以上十四年未満	三、〇八〇
十五	十四年以上十五年未満	三、二七〇	十五	十四年以上十五年未満	三、一七〇
十六	十五年以上十六年未満	三、三八〇	十六	十五年以上十六年未満	三、二七〇
十七	十六年以上十七年未満	三、四九〇	十七	十六年以上十七年未満	三、三八〇
十八	十七年以上	三、五九〇	十八	十七年以上	三、四八〇

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「二、〇一〇」を「二、〇三〇」に、「二、〇九〇」を「二、一一〇」に、「二、一六〇」を「二、一八〇」に、「二、二三〇」を「二、二五〇」に、「二、三〇〇」を「二、三三〇」に、「二、三八〇」を「二、四〇〇」に、「二、四七〇」を「二、四九〇」に、「二、五六〇」を「二、五九〇」に、「二、六六〇」を「二、六九〇」に、「二、七七〇」を「二、八〇〇」に、「二、八五〇」を「二、八八〇」に、「二、九七〇」を「三、〇〇〇」に、「三、〇八〇」を「三、一一〇」に、「三、一八〇」を「三、二一〇」に、「三、二七〇」を「三、三〇〇」に、「三、三八〇」を「三、四一〇」に、「三、四九〇」を「三、五二〇」に、「三、五九〇」を「三、六三〇」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

改正案

第一条から第四十三条まで （現行のとおり）
別表第一及び別表第二 （現行のとおり）
別表第三（第二十二条関係）

教育職員としての経験年数等		時間額（円）
経験区分	経験年数	
一	一年未満	二、〇三〇
二	一年以上二年未満	二、一一〇
三	二年以上三年未満	二、一八〇
四	三年以上四年未満	二、二五〇
五	四年以上五年未満	二、三三〇
六	五年以上六年未満	二、四〇〇
七	六年以上七年未満	二、四九〇
八	七年以上八年未満	二、五九〇
九	八年以上九年未満	二、六九〇
十	九年以上十年未満	二、八〇〇
十一	十年以上十一年未満	二、八八〇
十二	十一年以上十二年未満	三、〇〇〇
十三	十二年以上十三年未満	三、一一〇
十四	十三年以上十四年未満	三、二二〇
十五	十四年以上十五年未満	三、三〇〇
十六	十五年以上十六年未満	三、四一〇
十七	十六年以上十七年未満	三、五二〇
十八	十七年以上	三、六三〇

現行

第一条から第四十三条まで （略）
別表第一及び別表第二 （略）
別表第三（第二十二条関係）

教育職員としての経験年数等		時間額（円）
経験区分	経験年数	
一	一年未満	二、〇一〇
二	一年以上二年未満	二、〇九〇
三	二年以上三年未満	二、一六〇
四	三年以上四年未満	二、二三〇
五	四年以上五年未満	二、三一〇
六	五年以上六年未満	二、三八〇
七	六年以上七年未満	二、四七〇
八	七年以上八年未満	二、五六〇
九	八年以上九年未満	二、六六〇
十	九年以上十年未満	二、七七〇
十一	十年以上十一年未満	二、八五〇
十二	十一年以上十二年未満	二、九七〇
十三	十二年以上十三年未満	三、〇八〇
十四	十三年以上十四年未満	三、一八〇
十五	十四年以上十五年未満	三、二七〇
十六	十五年以上十六年未満	三、三八〇
十七	十六年以上十七年未満	三、四九〇
十八	十七年以上	三、五九〇

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「二〇一、六〇〇円」を「二〇八、一〇〇円」に、「一四六、三〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の規定に基づいて日勤講師に支払われた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号） 新旧対照表（抄）

改 正 案			現 行		
第一条から第四十七条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別表第三（第二十六条関係）			第一条から第四十七条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別表第三（第二十六条関係）		
一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	二〇八、一〇〇円	一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	二〇一、六〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一五一、〇〇〇円	一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一四六、三〇〇円

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「二〇八、一〇〇円」を「二一〇、二〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「一五二、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号） 新旧対照表（抄）

改正案			現行		
第一条から第四十七条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別表第三（第二十六条関係）			第一条から第四十七条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別表第三（第二十六条関係）		
一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	二一〇、二〇〇円	一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	二〇八、一〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一五二、五〇〇円	一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一五一、〇〇〇円